

船陸交通の許可申請

- 本手続きは、本邦と外国を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通を行う場合において、税関長に申請書を提出し、その許可を受けるもの。
- 申請の具体例として、事業者による船内機器の点検・修理や、乗組員の知人が訪問する場合等が挙げられる。

